

宮城県登米地域雇用開発計画

令和7年10月

宮 城 県

目 次

はじめに	1
I 雇用開発促進地域の区域	
1 対象地域	2
2 地域の概況	2
3 要件該当区域であることの明示	5
II 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項	
1 労働力と完全失業者数	6
2 就業構造	7
3 求人・求職の状況	7
III 地域雇用開発の目標に関する事項	
1 産業を担う人材の育成・確保	9
2 活力ある地域づくり	10
3 就職の目標数	10
IV 地域雇用開発を促進するための方策に関する事項	
1 地域雇用開発の促進のための措置	10
2 産業人材の育成及び職業能力開発の推進に関する事項	11
3 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項	12
4 各種支援措置の周知徹底に関する事項	12
5 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項	12
6 地域雇用開発の促進に資する県の取り組み	12
V 計画期間に関する事項	13

はじめに

東日本大震災から約14年半が経過し、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による経済の悪化が雇用情勢に影響を及ぼしたものの、県内産業は立て直しが進んでおり、令和7年4月における有効求人倍率は、県内全体で

1.22倍（季節調整値）と減少傾向にあるが、求人が求職を上回って推移している。しかし、沿岸地域と内陸地域とで大きな差があり、石巻公共職業安定所管内及び気仙沼公共職業安定所管内では、それぞれ1.27倍及び1.06倍となっているものの、迫公共職業安定所管内では0.75倍と最も低い水準となっている。

これは、震災の被害が特に大きかった沿岸地域では、被災企業の事業再開や復興需要に支えられ、求人数が大幅に増加したが、沿岸地域に比べて震災の被害が小さかった一部内陸地域では、復興需要が少なく、雇用機会が好転しなかったことによるものである。このため、このような地域において雇用機会の確保・拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

このことから、地域雇用開発促進法第5条第1項に基づき、地域雇用開発指針を踏まえて地域雇用開発促進計画を策定し、地域における安定的な雇用機会の確保を促進するための各種施策を推進していくものとする。

なお、地域雇用開発促進計画の策定に当たっては、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」を基本とし、雇用開発の促進のための各種支援措置を講じることで、地域の雇用機会の確保・拡大に努めることとする。

I 雇用開発促進地域の区域

1 対象地域

本計画の雇用開発促進を行う地域は、迫公共職業安定所の管轄区域である「登米市」の区域とする。

2 地域の概況

(1) 指定地域及びその周辺の地形等

登米地域は、本県の北東部に位置し、北部は岩手県、西部は栗原市及び大崎市、南部は石巻市及び遠田郡涌谷町、東部は気仙沼市及び本吉郡南三陸町に接し、面積は536.09km²で県全体の7.36%を占めている。

また、当地域は、その中心である迫地区から周辺都市との直線距離は、仙台市まで70km、大崎市まで25km、石巻市まで30kmある。

地勢は、西部が丘陵地帯、北東部が山間地帯で、中央部は広大で平坦肥沃な登米耕土を形成し、県内有数の穀倉地帯となっている。

河川は、迫川が地域のほぼ中央を北西から南東に貫流し、東部を北から南に流れる北上川と旧北上川を介して合流している。また、ラムサール条約指定登録湿地の伊豆沼、内沼のほか、長沼、平筒沼などの湖沼群が多く存在している。

鉄道は、東北本線が北西部を、気仙沼線が南部を走っており、道路網は、国道45号、342号、346号、398号及び456号を中心として、主要地方道8路線が整備されている。

当地域は、人口の減少が進んでいることから、若者の移住定住を目指し、工業団地への企業誘致を推進することで雇用の場の確保に努めている。

今後さらに、県及び市が地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずることが必要となっている。

(2) 人口の推移

国勢調査及び推計人口調査によると、令和6年における登米地域の総人口は70,709人で、平成27年から令和6年の間で11,250人の減、△13.7%と大きく減少している。

人口の推移

各年10月1日現在 [単位：人]

	平成27年	令和2年	令和3年推計	令和4年推計	令和5年推計	令和6年推計
登米市	81,959	76,037	74,983	73,624	72,150	70,709
県	2,333,899	2,301,996	2,290,036	2,279,554	2,263,552	2,247,139

資料：推計人口調査（宮城県）※国勢調査年は国勢調査結果より

人口増減率

[単位：％]

	令和 2 年/ 平成 2 7 年	令和 3 年/ 2 年	令和 4 年/ 3 年	令和 5 年/ 4 年	令和 6 年/ 5 年
登米市	▲7.2	▲1.4	▲1.8	▲2.0	▲2.0
県	▲1.4	▲0.5	▲0.5	▲0.7	▲0.7

資料：推計人口調査（宮城県）※国勢調査年は国勢調査結果より

（３）地域の産業の状況

当地域の産業別就業構造を見ると、令和 2 年は平成 2 7 年と比較し第一次産業が 2 5 0 人、第二次産業が 1, 1 3 3 人、第三次産業は 1, 0 1 7 人減少している。第一次産業においては、後継者不足や高齢化、離農等により減少していると考えられる。

産業分類別就業者数

[上段：就業者数（人）、下段：割合（％）]

	平成 2 7 年					令和 2 年				
	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能	計	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能	計
登米市	5,212	12,158	22,128	2,466	41,964	4,962	11,025	21,111	1,794	38,892
	12.4%	29.0%	52.7%	5.9%		12.8%	28.3%	54.3%	4.6%	
県	47,017	246,510	760,125	24,275	1,077,927	44,050	236,613	772,212	28,473	1,081,348
	4.4%	22.9%	70.5%	2.3%		4.1%	21.9%	71.4%	2.6%	

資料：国勢調査（総務省）

（４）地域の農業の状況

当地域における総農家数は、令和 2 年は平成 2 7 年と比較し、1, 4 6 7 戸減少しているものの、県全体に占める割合は 0. 4 ポイント増加している。

また、市総世帯数の約 2 割が販売農家であり、地域産業における農業の位置づけは大きく、登米市も農業振興に重点を置いた施策を展開している。

農家数

各年 2 月 1 日現在（単位：戸）

	平成 2 7 年					令和 2 年		
	総農家数	販売農家				総農家数	販売農家	自給的農家
		専業	第 1 種兼業	第 2 種兼業				
登米市	7,965	6,076	1,196	906	3,974	6,498	4,911	1,587
県	52,350	37,533	7,865	5,261	24,407	41,509	28,632	12,877

資料：「2 0 1 5 年農林業センサス」及び「2 0 2 0 年農林業センサス」

※2020 年農林業センサスでは、専兼業別統計が廃止されたことに伴い、記載項目が異なる。

（５）地域の商業の状況

当地域の商業は、経済センサス - 活動調査によると、令和３年度は事業所数が７９９事業所、従業者数が４，７８３人、商品販売額が１１１，５５２百万円となっており、前回調査（平成２８年６月１日）よりも事業所数で８８事業所、従業員数で３８７人、年間商品販売額は２４，０２０百万円減少している。

商業の事業所数等

[単位：店・人・百万円]

		総数								
					卸売業			小売業		
		平成２８年	令和３年	増減率	平成２８年	令和３年	増減率	平成２８年	令和３年	増減率
事業所数	登米市	887	799	-9.9%	126	121	-4.0%	761	678	-10.9%
	県	22,103	21,159	-4.3%	6,858	6,658	-2.9%	15,245	14,501	-4.9%
従業者数	登米市	5,170	4,783	-7.5%	761	695	-8.7%	4,409	4,088	-7.3%
	県	184,540	189,960	2.9%	64,898	64,380	-0.8%	119,642	125,580	5.0%
年間商品販売額	登米市	135,572	111,552	-17.7%	43,708	36,874	-15.6%	91,864	74,677	-18.7%
	県	11,554,910	10,978,811	-5.0%	8,782,579	8,277,494	-5.8%	2,772,330	2,701,317	-2.6%

資料：経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸・小売業）結果（総務省・経済産業省）

※事業所数及び従業者数は６月１日現在、年間商品販売額は前年１年間の数字。

※令和３年調査においては、個人経営の年間商品販売額を含まない。

（６）地域の工業の状況

当地域は、長沼工業団地、長沼第二工業団地、登米インター工業団地が、宮城県基本計画において重点促進区域に指定されるなど、企業立地を推進している。令和３年の従業員４人以上の事業所数が１２６事業所、従業員数が、４，９９５人、製造品出荷額等が１１，６３９，８９６万円となっており、事業所数、従業員数、製造品出荷額等全てにおいて前年と比べ減少している状況である。

工業の事業所数等

[単位：所・人・万円]

	平成２４年			平成２８年			令和３年		
	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等
登米市	166	5,657	11,504,586	170	5,865	12,261,873	126	4,995	11,639,896
県	2,668	102,510	276,730,562	2,928	111,372	401,707,044	2,593	111,794	435,799,851

資料：経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業）結果（総務省・経済産業省）

※（平成 24 年調査）事業所数及び従業者数は 2 月 1 日現在、製造品出荷額等は前年 1 年間の数字。

※（平成 28 年調査及び令和 3 年調査）事業所数及び従業者数は 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は前年 1 年間の数字。

※調査対象事業所は従業員 4 人以上

※平成 28 年調査においては、事業所数、従業者数については個人経営調査票による調査分を含むが、製造品出荷額等はこれらの調査分を含まない。

※令和 3 年調査においては、個人経営を含まない。

（7）地域の林業の状況

当地域は、森林面積の割合が 41.2%と区域別では最も低いものの、私有林の面積が県平均を大幅に上回り、区域別では最も高い割合となっている。しかし、近年の木材価格の低迷や人口減少により、将来の展望が不透明な状況にある。

森林面積と林業経営体数

	総面積 (ha)	うち 森林面積・割合		国有林 (ha)	民有林 (ha)				林業 経営体数
						県有林	市町村	私有林	
登米市	53,612	22,077.36	41.2%	2,659.43	19,417.93	921.59	2,886.72	15,609.62	65
県	728,229	414,797.21	57.0%	130,888.60	283,908.61	13,440.07	35,442.47	234,147.41	489

資料：みやぎの森林・林業のすがた（令和 6 年度版）及び農林業センサス（農林水産省）

3 要件該当区域であることの明示

（1）地域の一体性

当地域は、本県の北東部に位置し、本県産米の主要な産地である登米耕土と森林資源の豊富な北上山地からなり、北上水系として地理的に連続・一体した地域である。

地域の中心に位置する迫地区には、当該地域を管轄する国や県の出先機関が多くあり、地理的経済的社会的に一体地域を形成し、一つの労働市場圏となっている。

（2）最近の有効求職者の割合と有効求人倍率

当地域の最近 3 年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は 3.2%であり、要件である全国の月平均 3.2%以上となっている。

また、当地域の令和 6 年における一般有効求人倍率の月平均値は 0.82 倍であり、厚生労働省で定めた基準 0.83 倍を下回っていることから、地域雇用開発促進法施行規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定された要件に該当している。

登米地域 労働力人口に占める最近３年間の求職者数の割合

[単位：人、％]

	平成 27 年 労働力人口	令和 2 年 労働力人口	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	3 年平均
迫安定所管内	43,497	40,419	3.2%	3.1%	3.2%	3.2%
全国値	61,523,327	59,949,767	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%

資料：国勢調査（総務省）、宮城労働局

登米地域 最近３年間の求人・求職の状況

[単位：人、倍]

		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	3 年平均
有効求人数	一般	14,343	13,731	12,951	-
	常用	8,937	8,855	8,835	-
有効求職者数	一般	15,423	15,199	15,713	-
	常用	10,003	9,763	10,150	-
有効求人倍率	一般	0.93	0.90	0.82	0.88
	常用	0.89	0.91	0.87	0.89

資料：宮城労働局

Ⅱ 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

1 労働力と完全失業者数

令和 2 年国勢調査によると、当地域の労働力人口は 40,419 人で、県全体の 3.6％を占めており、平成 27 年国勢調査と比較すると実数で、3,078 人、構成比で 0.3 ポイント減少している。

一方、当地域の令和 2 年国勢調査による完全失業者数は 1,527 人、完全失業率は 3.8％で、平成 27 年国勢調査と比較すると、実数にして 6 人減少、率にして 0.3 ポイント上昇している。

失業者の状況

[単位：人、％]

	平成 27 年				令和 2 年			
	労働力人口	就業者数	完全失業者数	完全失業率	労働力人口	就業者数	完全失業者数	完全失業率
迫安定所管内	43,497	41,964	1,533	3.5	40,419	38,892	1,527	3.8
県	1,133,081	1,077,927	55,154	4.9	1,130,271	1,081,348	48,923	4.3
全国値	61,523,327	58,919,036	2,604,291	4.2	59,949,767	57,643,225	2,306,542	3.8

資料：宮城労働局、国勢調査

2 就業構造

令和 2 年国勢調査によると、当地域の就業者数は 38,892 人で県全体の 3.6％を占めており、平成 27 年国勢調査と比較すると、実数で 3,072 人、構成比で 0.3 ポイント減少している。

就業者数を産業別に見ると、第一次産業が 12.8％、第二次産業が 28.3％、第三次産業が 54.3％となっており、県平均と比べ、第一次産業及び第二次産業の構成比が高く、第三次産業の構成比が低い。

3 求人・求職の状況

当地域の令和 6 年度の一般有効求人数は 12,951 人（月平均 1,079 人）である。新規求人の産業別構成比では、製造業（26.6％）、医療・福祉（23.5％）、建設業（16.9％）の順となっている。

令和 6 年度の一般有効求職者数は 15,713 人（月平均 1,309 人）であり、最近 3 年間の一般有効求職者数の推移を見ると、令和 6 年度は令和 4 年度に比べ 1.9％増加している。

令和 6 年度の一般有効求人倍率は 0.82 倍となり、令和 4 年の 0.93 倍から 0.11 ポイント下降した。県平均の 1.23 倍、全国平均の 1.25 倍を大きく下回り、地域内の求職者にとって非常に厳しい雇用情勢が続いている。

登米地域 産業別新規求人の状況

（パートを除く）

（単位：人、％）

産業別	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	対前年度比	令和 6 年度	対前年度比	産業別構成比 （令和 6 年度）
A、B 農，林，漁業(01～04)		99	86	▲ 13.1	87	1.2	2.7
C 鉱業，採石業，砂利採取業(05)		31	27	▲ 12.9	16	▲ 40.7	0.5
D 建設業(06～08)		691	607	▲ 12.2	537	▲ 11.5	16.9

	06 総合工事業	425	390	▲ 8.2	309	▲ 20.8	9.7
E	製 造 業 (09～32)	776	847	9.1	846	▲ 0.1	26.6
	09 食料品製造業	156	162	3.8	169	4.3	5.3
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	-	1	-	0.0
	11 織 維 工 業	91	53	▲ 41.8	48	▲ 9.4	1.5
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	31	36	16.1	58	61.1	1.8
	13 家具・装備品製造業	0	0	-	0	-	0.0
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	0.0	4	300.0	0.1
	15 印刷・同関連業	3	0	▲ 100.0	0	-	0.0
	16 化 学 工 業	0	0	-	0	-	0.0
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	0	-	0	-	0.0
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	23	13	▲ 43.5	22	69.2	0.7
	19 ゴム製品製造業	0	0	-	0	-	0.0
	21 窯業・土石製品製造業	1	14	1,300.0	9	▲ 35.7	0.3
	22 鉄 鋼 業	3	7	133.3	5	▲ 28.6	0.2
	23 非鉄金属製造業	0	0	-	0	-	0.0
	24 金属製品製造業	17	39	129.4	49	25.6	1.5
	25 はん用機械器具製造業	0	0	-	0	-	0.0
	26 生産用機械器具製造業	17	25	47.1	18	▲ 28.0	0.6
	27 業務用機械器具製造業	37	66	78.4	51	▲ 22.7	1.6
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	207	231	11.6	236	2.2	7.4
	29 電気機械器具製造業	120	83	▲ 30.8	88	6.0	2.8
	(293,294,301 民生用電気機器等)	5	12	140.0	7	▲ 41.7	0.2
	(296,297,302,303,28 電子機器等)	231	246	6.5	249	1.2	7.8
	30 情報通信機械器具製造業	1	9	800.0	6	▲ 33.3	0.2
	31 輸送用機械器具製造業	59	101	71.2	76	▲ 24.8	2.4
	(311 自動車・同附属品製造業)	59	96	62.7	76	▲ 20.8	2.4
	(313 船舶製造・修理業,船用機関製造業)	0	0	-	0	-	0.0
	20,32 その他の製造業	9	7	▲ 22.2	6	▲ 14.3	0.2
F	電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	0	0	-	0	-	0.0
G	情 報 通 信 業 （37～41）	20	12	▲ 40.0	11	▲ 8.3	0.3
	39 情 報 サ ー ビ ス 業	14	12	▲ 14.3	11	▲ 8.3	0.3

H	運 輸 業，郵便業（42～49）	282	258	▲ 8.5	242	▲ 6.2	7.6
I	卸 売 業，小 売 業（50～61）	220	196	▲ 10.9	217	10.7	6.8
	50～55 卸 売 業	65	64	▲ 1.5	92	43.8	2.9
	56～61 小 売 業	155	132	▲ 14.8	125	▲ 5.3	3.9
J	金 融 業，保 険 業（62～67）	1	0	▲ 100.0	1	-	0.0
K	不 動 産 業，物 品 賃 貸 業（68～70）	14	14	0.0	14	0.0	0.4
L	学術研究，専門・技術サービス業（71～74）	37	23	▲ 37.8	21	▲ 8.7	0.7
M	宿泊業，飲食サービス業（75～77）	53	29	▲ 45.3	17	▲ 41.4	0.5
	75 宿 泊 業	14	6	▲ 57.1	2	▲ 66.7	0.1
	76 飲 食 店	35	23	▲ 34.3	14	▲ 39.1	0.4
N	生活関連サービス業，娯楽業（78～80）	46	72	56.5	51	▲ 29.2	1.6
O	教 育，学 習 支 援 業（81,82）	13	31	138.5	25	▲ 19.4	0.8
P	医 療，福 祉（83～85）	630	688	9.2	746	8.4	23.5
	83 医 療 業	139	152	9.4	216	42.1	6.8
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	491	536	9.2	530	▲ 1.1	16.7
Q	複合サービス事業（86,87）	76	44	▲ 42.1	66	50.0	2.1
R	サービス業（他に分類されないもの）（88～96）	249	297	19.3	279	▲ 6.1	8.8
	92 その他の事業サービス業	162	180	11.1	132	▲ 26.7	4.2
S, T	公務（他に分類されるものを除く）・その他（97,98,99）	1	1	0.0	2	100.0	0.1
	合計	3,239	3,232	▲ 0.2	3,178	▲ 1.7	100.0

資料：宮城労働局

Ⅲ 地域雇用開発の目標に関する事項

1 産業を担う人材の育成・確保

各産業の今後の成長のためには、技術力や生産技術の向上等を支える人材の育成・確保が最も重要であり、学校教育等と連動した人材育成体系の構築を進める。加えて、女性、高齢者などの力がこれまで以上に発揮されるとともに、若者などの能力を活かし、起業しやすい魅力ある環境づくりを進め、県内産業を担う人材の育成等を図る。

〔重点的取組目標〕

- ① 産業発展を担う人材の育成
- ② 新規就農者の育成と確保
- ③ 女性の経営参画等の促進

2 活力ある地域づくり

今後、当地域が成長するためには、製造業及び農林業、観光関連産業（商業・サービス業）の競争力の強化に努める必要がある。このため、県内企業と関係機関の連携を強化し、経営革新を一層促進する。

特に、製造業の中核である自動車関連事業及び電気機械製造業を中心に、技術力の向上や関連企業の誘致、産学官の密接な連携のもとで、県内の学術研究機関の持つ技術力等を活用した高度技術産業の育成を推進し、競争力のある産業集積を図る。

〔重点的取組目標〕

- ① 食関連ビジネスや地場産品づくり
- ② マーケットニーズに応える高品質で多彩な農林産品づくり
- ③ 自然・歴史・文化を組み合わせた観光の振興
- ④ 地域の経済成長を支える企業活動や地域商工業の活性化
- ⑤ 循環型社会をめざす環境に配慮した産業活動の推進

3 就職の目標数

計画期間（3年間）内における地域内の新規雇用創出人数を88人とすることを目標とする。

IV 地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

1 地域雇用開発の促進のための措置

（1）新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

地域経済の成長のためには、新たな需要を獲得することが重要であり、企業を誘致することは、地域経済を活性化し雇用の安定にも資することから優先課題として取り組む。

本県では、地域未来投資促進法に基づき、令和6年3月22日付けで宮城県基本計画について国から同意を得ている。この計画について、当地域は対象区域となっていることから、ものづくり産業、情報通信関連産業の発展や観光産業をはじめとした商業・サービス業等の振興、農林水産業の国内外への展開等を柱にした取組を推進する。

併せて、雇用開発促進地域の同意を受けることによって、事業所の設置・整備に伴う雇い入れ、新たな事業展開に向けた中核人材の確保、あるいは、従業員のキャリア形成を図る企業に対し、地域雇用開発助成金及び人材開発支援助成金や県及び各市町の企業立地優遇措置を活用して、雇用機会の拡大を図るものとする。

（２）観光の振興

豊かな自然や歴史、食文化などの観光資源を活かして観光客を誘致するとともに、新たな観光需要を生み出すため、市や観光業界等と連携して、伊豆沼・内沼や長沼、「みやぎの明治村」などを訪れる観光客の滞在時間と消費額の増加、地域商店街のにぎわいの復活を図る。

また、豊かな自然環境を活かした交流・体験活動を支援し、グリーンツーリズムやエコツーリズムの効果的な展開を図り、さらに、農家レストランや直売活動を支援することにより、雇用の拡大につなげていく。

（３）商業活動の活性化

当地域においては、中核的な市街地を形成する佐沼地区は商業地区として発展してきたが、大型店の進出や消費動向の変化に伴い経営環境が大きな影響を受け、中心商店街の空洞化が進行している。

このことから、県では、中心市街地の商業を活性化させるため、商店街の環境整備やイベントに対する支援を実施してにぎわいの創出を図るとともに、少子高齢化などの社会問題に適応できる商店街の構築を支援することにより、地域商業の持続的な発展を図る。

（４）アグリビジネス等の推進

経営の多角化や事業連携によって、販売流通・農産加工をはじめとする関連産業の付加価値を取り込んで経営を発展させるアグリビジネスは、本県の農業の競争力を高めるものと期待されることから、アグリビジネスに取り組む経営体に対し、マーケティングや組織運営等の経営スキル向上のため、民間のノウハウを活用し、事業計画の具体化に向けた助言、経営の発展段階や取組内容に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、施設等の整備を支援する。

また、定住人口が減少している農村の活性化とともに、都市住民の農業・農村への関心の高まり等に伴う多様な交流機会の創出を図るため、農山漁村が持つ多様な地域資源を活用した都市と農村の交流を推進する。

２ 産業人材の育成及び職業能力開発の推進に関する事項

（１）産業人材の育成

各産業の今後の成長のためには、技術力や生産性の向上等を支える人材の育成・確保が重要であることから、地域経済を担う次世代育成という地域の産業振興の戦略的課題を産学官の各機関・団体で共通認識を持つため、県は、「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」を活用して若い世代からの人材育成を行う。

加えて、新規就農希望者への就農関連情報の提供を行い、新規就農者の確保に努めるとともに、高齢化、後継者不足が深刻化する中、農林畜産業者の活動を支援し、意欲と能力のある担い手の育成を図る。

(2) 職業訓練施設

当地域内に公共職業訓練施設は整備されていないものの、隣接する栗原市に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置している東北職業能力開発大学校があり、高度な知識と技能・技術を備えた実践技術者の育成を行っている。

県は、宮城労働局、迫公共職業安定所及び事業主団体等と連携を図りながら、地域ニーズを踏まえた効果的な職業能力開発を推進し、企業進出、地場企業の事業展開等に際して必要となる人材の確保・育成に努める。

3 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

地域の労働市場の状況、雇用・職業等に関する情報提供や、求職者に対する職業指導・相談や事業主に対する指導・援助がきめ細かく行えるよう、県は、宮城労働局及び迫公共職業安定所と密接な連携を図る。

4 各種支援措置の周知徹底に関する事項

県は、地域雇用開発を促進するために講じられる各種支援措置について、宮城労働局や関係機関と連携を図りながら、事業主に対する広報・啓発活動を行う。また、市町との連携を密にし、地域雇用開発助成金及び地域雇用開発に資する各種支援措置等について事業主等への周知を図り、その効果が十分に発揮されるように努める。

5 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発の促進に当たっては、関係機関等が共通の認識を形成することが重要である。そのため、県は、公共職業安定所が開催する「雇用対策推進協議会」などにおいて、関係市、関係機関、事業主団体、労働団体等地域における関係者と意思の疎通を図り、目標の達成を目指す。

6 地域雇用開発の促進に資する県の取り組み

(1) 基本方針

県が、令和12年度を目標年度として策定し、県の施策や事業を進める上での中長期的目標と位置付ける「新・宮城の将来ビジョン」では、富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進を基本方向の一つとし、全産業で先進的取組と連携によって新しい価値をつくり、産業人材の育成と産業基盤の活用によって持続的な成長の基礎をつくるため、各種取組を推進しているところである。

これらの取組を推進し、「富県宮城」の実現を図るとともに、宮城県が目指す姿の実現に向けて着実に取組を進めていく。

(2) 雇用のミスマッチ解消を図るため県が整備を行う事業

- ① 県内6カ所において、新規高卒者を対象とした就職面接会を開催し地域への就職を促進する。
- ② 大卒等求人一覧表を作成し、県内企業や求人動向等の情報提供を行うほか、就職ガイダンス等を開催し、就職促進と県内企業の優秀な人材の確保を支援する。
- ③ みやぎジョブカフェにおいて、若年求職者等に対し、キャリアカウンセリング、就職支援セミナー、職業訓練等の情報提供、職業紹介などをワンストップで提供し、就職の促進を図る。
- ④ 宮城県へのU I Jターン就職を支援するため「みやぎ移住サポートセンター業務」及び「みやぎジョブカフェ東京サテライト」、「パッケージ型インターンシップ」を実施し、県内企業の求める人材の確保に努める。
- ⑤ 子育て等を終えた女性や中高年齢者のスキルアップを図り、就職を支援するため、「女性・中高年人材育成助成事業」を実施し、中高年齢者の雇用促進及び人手不足の業種等における人材の確保を図る。
- ⑥ 子育て中の女性や高齢者等を掘り起こし、新規就業につなげるとともに、地域企業の職場環境改善支援等により人材確保を図るための雇用支援拠点を設置する「地域活性化雇用創造プロジェクト（みやぎシゴトサポートセンター）」を実施する。
- ⑦ ものづくり企業の雇用ミスマッチ解消に向けて、企業・学校・行政をコーディネートする専門的知見を有する「ものづくり企業コーディネーター」を配置し、ものづくり企業の人手不足解消を図る。

V 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。